



## 7月1日から14日まで Gマーク制度の申請受け付けが始まります

全日本トラック協会では、7月1日(土)から7月14日(金)【土・日曜日は除く、郵送の場合は7月12日(水)必着】まで、「2023年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)」の申請を受け付けます。

申請資格要件は、「①事業開始後(運輸開始後)3年を経過していること」「②配置する事業用自動車の数が5両以上であること」などになります。本年度よりWeb申請の一部導入をはじめ変更点があるため、Gマーク取得を予定している事業者の皆さまは、申請案内をご確認の上、お忘れなく申請をお願いします。

### Gマークは安全に優れた運送事業所の証し

2003年7月から利用者が安全性の高い事業者を選びやすくするため、事業者の安全性を正当に評価、認定、公表するのが「安全性優良事業所」認定制度(Gマーク制度)です。23年3月現在、安全性優良事業所は28,521事業所、全事業所数の約33%が認定されています。



“G”は、Good「良い」、Glory「繁栄」の頭文字「G」を取ったものです。

申請について詳しくは  
こちら



出典:公益社団法人 全日本トラック協会「2023年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業 申請受付は7月1日から14日まで」



## 軸重※超過にご注意を! ※ それぞれの車軸にかかる重量

### 自動軸重計を活用した指導取り締まり開始

重量を違法に超過した大型車両の通行は、橋や道路へのダメージが懸念されます。また、違反車両による事故は重大事故に結びつきやすく、事故車両および散乱した積み荷の撤去作業には時間がかかり、復旧までに多くの時間を費やすことがあります。

高速道路では、従来の料金所での指導取り締まりと併せて、自動軸重計を用いた指導取り締まりが4月1日から始まっています。事業者の皆さまは、法令遵守の意識徹底を今一度お願いします。

#### ■対象路線

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路

#### ■取り組み内容 (独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構が実施)

- 4月1日以降、自動軸重計により高速道路を通行した違反車両の実態を把握
- 違反を繰り返す事業者に対しては、「警告および是正指導」を実施
- 警告および是正指導を繰り返し受けたうえでさらに違反走行をした事業者に対しては、「是正指導内容の公表」「特殊車両通行許可の取り消し」「告発」などを実施

出典:独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構「自動軸重計を活用した指導取り締まりの開始について」